

参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職
：揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 徳山・横山ダム管理用船舶点検業務 |
| 2 業 務 場 所 | 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内 徳山ダム
岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山地内 横山ダム |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和8年3月29日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 当機構における令和7・8・9・10年度一般競争(指名競争)参加資格業者(物品製造等)であること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令和7年11月28日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp |
| 5) 質 問 書 提出期限 | 令和7年11月21日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年12月1日 12:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち課税対象額の110分の100に相当する金額に非課税相当額を加えた金額を見積書に記載してください。
②課税対象及び非課税対象金額が分かるよう、見積書に内訳を記載してください。
③見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
4) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。 |

令和7年11月17日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	徳山・横山ダム管理用船舶点検業務		
業務場所	岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内 徳山ダム岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山地内 横山ダム		
履行期間	契約締結の翌日から令和8年3月29日まで		
見積参加要件	当機構における令和7・8・9・10年度一般競争(指名競争)参加資格業者(物品製造等)であること。		
主な発注内容	本業務は、徳山ダム及び横山ダムの管理用船舶の航行を安全に行うため、点検を行うものである。		
見積書提出期限	令和7年11月28日	12:00	
質問書提出期限	令和7年11月21日	12:00	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。
担当部署連絡先	電 話 番 号	0594-42-5012	
	F A X 番 号	0594-42-5020	
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp	
担当職員	経理課 里西 星哉		

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>

より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

徳山・横山ダム管理用船舶点検業務

仕様書

令和7年11月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 共 通

第1節 総 則

1－1 適用

本仕様書は、徳山・横山ダム管理用船舶点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1－2 業務の概要

本業務は、徳山ダム及び横山ダムの管理用船舶の航行を安全に行うため、点検を行うものである。

1－3 業務場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内 徳山ダム
岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山地内 横山ダム

1－4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月29日までとする。

第2節 一般事項

2－1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の船舶の点検、整備、調整、給油脂、試運転までの一切とする。

施設名	船舶名	数 量	点検・整備内容等	備 考
徳山ダム	いび1号	1 隻	点検・整備	
	いび2号	1 隻	点検・整備	
	いび3号	1 隻	点検・整備	
	いび4号	1 隻	点検・整備	
横山ダム	いきいき号	1 隻	点検・整備	
	おくいび号	1 隻	点検・整備	

2－2 提出図書

提出図書内容及び部数は、次によるものとする。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1)点検報告書（履行写真含む） | 各施設1部 |
| (2)その他担当職員が指示したもの | 必要部数 |

2－3 支給材料

本業務において次のものを支給する。

1. 燃料

船舶の運転操作に必要な燃料

2. 電力

業務に必要な低圧電力（ただし、引き渡し可能な場所に限る）

3. 引き渡し場所

第1章第1節1－3に示す業務場所とする。

2－4 異常発見時の対応

点検整備の結果、不具合箇所を発見した場合は、不具合状況、原因、修復又は改造方法等について、報告書により担当職員に報告するものとする。

2－5 安全管理

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災及び衛生等の現場管理に万全を期すものとする。

2－6 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し、断固としてこれを拒否し、また不当介入を受けた場合は、速やかに担当者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

2－7 設計変更

点検結果により補修等の追加が生じた場合、および、履行期間中に船舶に不具合が発生した場合には、協議の上対応を指示する場合があります、かかる費用については設計変更の対象とする。

2－8 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検・整備

第1節 船舶の仕様

本業務対象船舶の仕様は、別紙ー1「管理用船舶仕様一覧表」に示すとおりである。

第2節 点 検

2－1 点検時期

点検時期は、自然条件、船舶運用状況等に影響されるため、受注者は担当職員の指示に従うものとする。

また、点検実施日は担当職員と事前打合せを行い、決定するものとする。

2－2 点検項目

点検項目は、船舶の安全な航行に必要な点検項目とする。

2－3 点検作業

1. 点検は、船舶の機能維持、信頼性確保及び軽微な機能回復を目的として、船舶全体の機能を確認するものとし、調整又は予備品の交換で簡易に行える作業等は本業務に含むものとする。
2. 点検に必要な器具、工具及び資材等は、すべて受注者の負担とする。
3. 点検作業開始前及び終了後は、担当職員に報告するものとする。
4. 点検において、取替済み部品及びその他消耗部品を確認し、次回取替推奨部品について報告するものとする。

第3節 整 備

3－1 整備内容

本業務で実施する整備内容は次のとおりとする。

船舶名	整備箇所	数 量	整 備 内 容
いび1号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
いび2号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
いび3号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
いび4号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
いきいき号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
おくいび号	船外機	1台分	給油脂

3－2 取替部品等

本業務で整備する取替部品等は次表のとおりとする。

なお、次表の規格は、同等以上のものであればメーカー・詳細仕様を制限するものではない。

また、本業務で未使用又は残存となった取替部品等については、予備品として納めるものとする。

対象船舶	部品名	規格等	数量	備考
いび1号	スパークプラグ (DPR6EB-9)	94709-00418	4個	

船外機	ウォーターポンプ リペアキット	63D-W0078-02	1 個	
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
	ギヤオイル	GL-4 #90	1 式	
	ガスケット (ギヤオイル)	90430-08003	2 個	
いび 2 号 船外機	スパークプラグ (DPR6EB-9)	94709-00418	2 個	
	ウォーターポンプ リペアキット	6FM-W0078-02	1 個	
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
	ギヤオイル	GL-4 #90	1 式	
	ガスケット (ギヤオイル)	90430-08003	2 個	
	ハウフエンター	ロープ編みフエンダー	1 個	
いび 3 号 船外機	スパークプラグ (DPR6EB-9)	94709-00418	3 個	
	ウォーターポンプ リペアキット	6BG-W0078-02	1 個	
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
	ギヤオイル	GL-4 #90	1 式	
	ガスケット (ギヤオイル)	90430-08003	2 個	
いび 4 号 船外機	スパークプラグ (LFR5A-11)	94709-00391	6 個	
	ウォーターポンプ リペアキット	61A-W0078-A4	1 個	
	カラー	61A-45527-00	1 個	
	スパーサ	61A-45538-00	1 個	
	ワッシャプレート	90201-22M01	2 個	
	ワッシャウェーブ	90206-22M19	1 個	
	オイルエレメントアセンブリ	69J-13440-00	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
	ギヤオイル	GL-4 #90	1 式	
	ガスケット (ギヤオイル)	90430-08020	2 個	
いきいき号 船外機	スパークプラグ (DPR6EA-9)	94703-00375	2 個	
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-71	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
おくいび号 船外機				

3-3 整備作業

1. 整備に必要な器具、工具及び資材等は、すべて受注者の負担とする。
2. 部品取替は船体及び船外機を安全な状態にしてから行うものとし、他部品に損傷等を与えないよう慎重に作業を進めるものとする。

また、部品取付時については、規定のトルク等により締め付けを行うものとする。

3. 整備には船外機各部のグリース給油脂を含むものとする。
4. グリスやオイル等の給油脂は、規定容量以上に給油してはならない。

5. 徳山ダムのエンジンオイル交換・給油脂は、船を陸揚げした状態で行うものとし、貯水池に係留している船舶は、作業時に機構が陸揚げするものとする。
6. 横山ダムのエンジンオイル交換・給油脂は、貯水池係船設備に係留した状態で行うものとし、係留設備の接岸・離岸操作は機構が行うものとする。

3-4 現場発生品

取替を行った旧部品等は、受注者の責任と費用負担において適正に処分するものとする。

第4節 納入品

以下の物品を納品するものとする。

施設	部品名	規格等	数量	備考
徳山ダム	吹流し	長さ：1500mm Φ400mm 色：紅白 材質：ナイロン	4 個	
	救命胴衣	タイプ A、桜マーク付き ベストタイプ フロントファスナー ホイッスル付き	35 着	
	ボンベキット	18UML MK5ci	20 個	
	ピン (E リング 付き)	6L2433361000	2 個	いび 2 号
	ボートフック	アルミ製 長さ；1.8m 程度	3 本	
横山ダム	プロペラ	3×13-1/4×17-K 6E5-45945-01 相当品	2 個	おくいび号
	プロペラ用割ピン	ヤマハ船外機用 SUS	2 個	おくいび号
	係留ロープ	直径：φ18 mm 長さ：100m 材質：спанエステル 打ち方：3 つ打	1 巻	船舶等係留用
	係留ロープ	直径：φ10 mm 長さ：100m 材質：спанエステル 打ち方：3 つ打	1 巻	船舶等係留用

納入場所は以下のとおりとする。

1. 徳山ダム
岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内 徳山ダム
2. 横山ダム
岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山地内 横山ダム

第5節 船舶検査

5-1 概要

日本小型船舶検査機構の実施する船舶定期検査の受検を代行（書類作成・受渡、手数料の支払い及び検査立会を含む）するものとする。

5-2 検査対象

施設	船舶番号	船名	定員	船体長さ	備考
横山ダム	第 240-69021 号	いきいき号	6 人	6. 3 0 m	定期検査

5-3 検査日

いきいき：令和7年11月18日～令和8年2月18日まで

なお、具体的な検査の日程については、委任に要する書類作成の期間等が必要となるため、別途協議の上決定するものとする。

第6節 履行条件

1. 本業務履行中、貯水池内にグリス・オイル等の油脂類を落とさないよう十分注意し、落下の危険性のある箇所については、養生等の対策を講じるものとする。

なお、油脂類の流出等があった場合は、至急、担当者に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 本業務履行にあたっては、点検作業開始前及び終了後の各船舶の状態等を確認し、船舶の復旧が確実に行われていることを確認するものとする。

3. 本業務において、船舶及び施設の鍵を貸与するものとする。

なお、施錠にあたっては確実に行うものとし、鍵の管理には十分注意するものとする。

第7節 補修塗装

本業務の履行により塗膜に損傷を与えた部分は、補修塗りを行うものとする。

なお、塗装仕様及び塗装色は既設品と同等とする。

第8節 試運転

点検・整備及び調整完了後、試運転により機能確認を行うものとする。

また、試運転は必ず冷却水を循環させた状態で実施するものとし、貯水池内又は陸上にて行うものとする。

なお、試運転にあたり船舶の移動が必要な場合は機構において実施することから、事前に担当者に連絡するものとする。

以 上

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年11月17日に交付された徳山・横山ダム管理用船舶点検業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。